

5 神情個審第 11 号
令和 5 年 10 月 20 日

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 殿

神奈川県後期高齢者医療広域連合
情報公開・個人情報保護審査会
会長 玉 卷 弘 光

審査会からの附言について

令和 5 年度第 2 回情報公開・個人情報保護審査会の審議事項につき、次のとおり述べる。

附言

当審査会として、審議事項「特定個人情報保護評価の第三者点検について」は了とするものであるが、今般の第三者点検実施の契機である、国が主導する「後期高齢者医療広域連合標準システムのクラウド化」について一言附言する。

神奈川県後期高齢者医療広域連合は、日本国憲法上の地方公共団体であり、地方自治法上の特別地方公共団体であるところ、国が主導するクラウド化という形での全国システムの統一化を図るという方針の下、当連合もその方針に従うことを余儀なくされる状況下での「了」という審査会判断である。

しかしながら、今般のクラウド化には当連合が保有する個人情報の保護の徹底という観点からは一定の慎重な配慮が求められると、当審査会は考える。

それは、当連合とクラウド運営事業者との契約関係に関連して、国においてクラウド事業者が満たすべき一定の資格要件が定められることとなっているが、その要件適合性の監査検証方法は連合に対し詳らかにされておらず、要件違反があった場合は是正措置確保方法も不明であり、更に法的紛争となった場合の裁判管轄（当連合が締結することとなる契約に関しては横浜地裁を合意管轄とすべきである。）も不明である。

特別地方公共団体である当連合の取り扱う個人情報の保護の徹底という観点からは、上記のような観点からの不安感を禁じ得ないものである上、クラウド事業者から個人情報の漏えい等が発生した場合、事業者の選定や監督について責任を問われるのは当連合であり、国の方針に従った結果であるとしても責任を回避できるかは疑問である。よって、当連合と

して、契約内容の点検をはじめとするクラウド化に伴う個人情報保護方策に主体的に取り組む必要がある。

また、国がこうした取り組みを尊重するよう求めるものである。

以上